

第五十八回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録 第十一号

昭和四十三年四月二十三日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 堂森 芳夫君

理事 鹿野 彦吉君

理事 田中 六助君

理事 野田 武夫君

理事 多賀谷真穂君

大坪 保雄君

遊谷 直蔵君

西岡 武夫君

八木 昇君

岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

通商産業省石炭局長 中川理一郎君

通商産業省鉱山保安局長 西家 正起君

委員外の出席者

農林省農地局建設部長 松井 芳明君

通商産業省石炭局鉱害課長 藤谷 興二君

自治省財政局地方債課長 山本 成美君

四月二十三日

委員中村重光君及び大橋敏雄君辞任につき、その補欠として井手以誠君及び岡本富夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として中村重光君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

○堂森委員長 これより会議を開きます。

参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

石炭対策に関する件について、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堂森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の出席日時及び人選などにつきましては、委員長にすべて御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堂森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○堂森委員長 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

井手以誠君。

○井手委員 鉱害対策につきまして、先日多賀谷委員から、去る一昨年の答申について、その実行状況をお尋ねになりましたが、私も引き続きお伺いをいたします。

第一に、鉱害復旧長期計画の策定であります。先日多賀谷委員から、去る一昨年の答申について、その実行状況をお尋ねになりましたが、私も引き続きお伺いをいたします。

うのは、明らかに失態といわねばならぬのです。

先日多賀谷委員から、残存鉱害がいかに減つておるような印象を受ける答申がありましたが、実態は逆であります。おそらく千数百億にのぼるであ

はふえていくのであります。実態のつかみ方に誤りがあるといつておられます。実態のつかみ方に誤りがあるといつておられます。実態のつかみ方に誤りがあるといつておられます。

で、歴代の大臣も石炭局長も、終閉山した炭鉱の鉱害復旧は、必ず五カ年で復旧しますという約束

をいたしておられます。そういういきさつもござい

ますので、たとえ事務的にどうであれ、この答申に沿った長期計画はすみやかに立てねばならぬの

ですから、この機会に、いつまでに策定するか、いつまでに完了するかというこをはっきり言明

をいただきたいのです。

調査をしようにと思はれます。そんな、できないはずはございません。何も実施設計するわけ

ではないのです。鉱害に詳しい人が一月前後調査

をすれば、大体のところはつかめるはずで

したがって、私の見たところでは、いまからゆつ

り余裕を見て三カ月間あれば、大体の鉱害量はつかめるはずですから、予算編成の要求書を出す八

うな三月程度ということではできないのではない

かと考えておりますが、二年という中におきま

ても、できるだけこれを短縮する努力はいたして

みたいと思っております。事業団を奮勵いたし

して、なるべく早い時点で残存鉱害量を把握し

これによる復旧計画を策定するための努力をいた

したいと思っております。

なお、第二点のお尋ねございました計画によつ

て復旧そのものが最終的にできる年度はどうか

という御質問でございますが、私も現在考えてお

ります感じによりますと、四十六年以内にこれを処

理し得るといふ確実な見通しはいまつきがたい状

況でございます。これは一つには、井手先生御指

摘ありませんように、調査が終わらなければわか

らないことではございませうけれども、なお残存

害量は、先生も御指摘のように相当大きいもの

になるのではなからうか、こう考えまして、いま

までの予算の額というものに実績にひいてい

伸び率等を勘案して考えました場合に、大ざっぱ

には、時間的な定めになっております期間内

には、なお処理し得ないものが残るのではない

か、こう思っております。残存鉱害量の調査に待た

なければいかぬことではございませうが、なお一、二

年処理そのものに要するのではなからうか、さ

うに考えております。

○井手委員 大臣、いま石炭局長から答弁があり

ましたが、今度はあなたから承りたいと思

います。

四十二年度から五カ年間に安定鉱害の復旧を完

了するという答申です。ところがいまの説明で

は、今後二カ年間に鉱害量を調査して復旧計画を

立てようというお話であります。二カ年間と申し

ますと、実際実行に入りますのは四十五年度、六

年度になるわけです。復旧の調査に二カ年かか

るといふやうなことは、いかにお役所の仕

事とはいへ許されないと私は思うのです。実施計

画の場合は、それは精査しなければならぬでしょう。大体どの炭鉱の鉱害量は二十億、三十億だという見当はもうすでに市町村ではやっておりますから、大体わかっているのですから、大まかのつかみができないはずはないのです。私は大臣に特に指名してお尋ねしますのは、事務的ではなかなかむずかしいのですから、大臣のお声がかりで促進をさせていただきたい。三カ月間ぐらいで――もう調査費は事業団にいくわけですから、そのように答申をし、県、市町村の協力を求めてやるならば、大まかの鉱害量はつかめると思う。そしてすみやかに計画を立てることがこの際緊急な問題であると私は考えます。私は、いまになって四十六年にそれを全部完了せよと無理なことは申しませんが、それじゃ来年度から四十九年なら四カ年でやるならやるといふ大體のめどだけはお示しにならぬと私は引込みがつかないのですね。大臣から……。

○椎名国務大臣 ごもつともな御質問でございます。ただ事務がどうしても二年かかるというものを三カ月でつかむということがはたして可能であるかどうか、私もどうも確信がございせんが、しかしこういうものは、できるだけ大綱をつかんで、そして直ちに実行可能なものから着手するということで、全部調査が完了して、それから実行計画を立てて、こういふようにやればそれは非常に理屈の上では整然としておりますけれども、そうなるかと非常におそくなるということにもなりますので、やはり時間的にこれを短縮すること、これが大きな要素だと思います。でありますから、できるだけひとつ大綱をつかんで、そのかわり地元の市町村の全面的協力を得て、そして実行の目安のついたものから実行をしていく、こういう方向に進むように私から督促いたしたいと思ひます。

○井手委員 もう一言念を押しておきますが、それでは残存鉱害の復旧計画は四十四年度予算から組み出して、四十七年度には完了するようにしたいということですか。それならいいですか。

○椎名国務大臣 これはいつの間にか五年計画が四年計画になった……（井手委員「四十二年程度からやるべきものをやらないからそうなったのです。あなたのほうが悪かった」と呼ぶ）でありますから、それはまあ懲罰として一年ぐらいスピードアップするのが筋だと思いますが、できるだけ誠意を持って、四十七年にもしきれなければ、四十八年にできるだけ早く実行するように督促いたします。

○井手委員 大臣椎名さんの答弁としてはまあ上のほうでしよう。次にお伺いいたしますが、答申の第二にありまな鉱害復旧促進地域制度の拡充という、その実績なり今後の見込みを簡単に御説明いただきたい。○中川（理）政府委員 鉱害復旧促進地域指定の対象地域の拡大につきましては、三十九年度以降昭和四十二年度までに全国で二十二地区を指定いたしました。これによりまして、鉱害復旧の促進をはかっている。なお本年度の予定といたしましては、新たに七地区について、調査の上追加指定をする予定といたしております。

○井手委員 この復旧促進制度は、融資力というよりも、稼働炭鉱も含めたものでございせんか。それはどうなんですか。○藤谷説明員 ただいまそのようになっております。

○井手委員 次に、今回本題となっております臨時措置法の改正案の大きな柱であります鉱害審査会、これは先般申し上げましたように、答申に対して時期がおくれたこと、その改正の性格について私は非常に不満を持っておりますが、しかしききについて先般承知をいたしておりますから、この点については先般も申し上げたし、ききうは触れないことにいたします。

そこでお伺いいたしますが、先日議論がありましたが、通産大臣が指定する地域というのはおおむねどういふことにならうか。○中川（理）政府委員 裁定の対象となるべき鉱害の紛争は、総合的計画の鉱害復旧促進の見地から

通商産業大臣が指定した地域内に生じている紛争でございせん。なお、この場合の地域の指定は、従来鉱害復旧事業団を設置するものとして指定されてきた地域、これにならうかと考えております。

○井手委員 その紛争のいわゆる査定の対象になるもの、これは農地、家屋、公共施設、水、汚濁、水、そういった紛争について認定や復旧の同意は全部含まれますか。○中川（理）政府委員 そのとおりでございます。○井手委員 それでは、炭鉱がある地帯におけるほとんどの鉱害はこれに含まれると解釈していいことになりませんか。○中川（理）政府委員 そう御理解していただいてよろしいと思ひます。

○井手委員 裁定委員の問題ですが、三名の構成に、最も公平な意見が述べられると思われ公益代表、県、市町村、あるいは農林業であれば農業団体、そういったものが含まれることになるのですか。○中川（理）政府委員 農地の場合でございました場合には農業関係の学識経験をお持ちになる方、それから、物件のいかんにかかわらず、地元の地方公共団体の関係の学識経験者という方々を任命することは当然必要なことだと思います。それで、事案の性質に従いまして適正な構成をそのつど考えていくようにあらかじめ考えておきたい、こゝろに思ひます。地方鉱業協議会は、御承知のように現在あるものを利用してありますので、その意味で多少の委員の差しかえといふことをこれから考えなければいかぬと思ひます。

○井手委員 裁定という段階になってまいりますと、その裁定という性格から申しまして、利害代表といふものは好ましくないものだと思う。また、世間では大学の先生については權威があるものと一般に印象づけられておりますが、実態は必ずしもそうではないようであります。公開の席ですから多くは申し上げませんが、とかくの批評のある人が従来審議会あたりに相当入っておるようであ

ありますから、今後協議会の人選その他には十分御配慮をお願いしたいと思っております。これ以上は遠慮をしておきます。

そこで、この裁定制度は、率直に言えば、民法の当事者主義、同意主義を排除して裁定しようというのですから、不十分であるけれども、私は画期的な立法であるとして期待をいたしております。この裁定を行なわねばならなかった事情から考えますならば、裁定の時期というものを、いつまでも、意見対立なり事務の関係などいろいろな理由から遷延さすべきものではないと私は考えております。したがって、この条文にはございせんが、大體一年以内であるとかあるいはおそくとも二年以内には裁定するとか、何かひとつ終着駅みたいなものを運用の基準として置く必要がありはしないか。いま二年と申しましたが、ちょっと長過ぎるような気がいたします。半年か一年のところでやはり裁定を行なうべきではないだろうか、そういう運用上の御用意がありやいなや、お伺いいたします。

○中川（理）政府委員 御意見のとおり、裁定に持ち込んでから実際に裁定が下るまでの期間というものは、今回このような法律改正をやろうとする趣旨から見まして、被害者救済の見地から見まして、できるだけ短いということが私どもの気持ちでございます。これは御指摘のとおり性格のものであるべきものだと考えております。ただ、事柄の性格上、法律の中で期間の明定をするというところは避けたわけでございせんが、御意見のとおり、運用上の趣旨といたしましては、事案の性質ごとくらにおおよその目安をつけること、あるいは概括的にどんなに長くてもこれくらい以内でやつてもらいたいという趣旨のことは、私どもも考えてみたいと思ひます。あるいは裁定に持ち込まれる状況で、その事案がどれくらい期間かかるかということの見当はわれわれとしてもつけ得るわけでございますので、ケースごとに大體どれくらいでやつてくれという意見を協議会に伝えておくというふうな運営上の配慮は当然いたしたい、ケース・バイ・

○中川(理)政府委員 井手先生のお気持ちにはわかりますけれども、裁定に対して当事者間に不服があるといった場合の最終的な解決は、本則に立ち戻って裁判においてこれを行なう以外には方法がないわけでございます。その際に、裁定の性格から見て、国の負担分だけを裁定の結果に基づいて処理をしてはいかかという御意見でございますけれども、これは、鉅費債務につきましてこれがはつきりいたしました場合に、その復旧その他に

行、賠償しても私は必ずしも不法な行為であるとは考へません。どうですか。

○中川理政府委員 御意見のように、裁判という場を持ち込むことによって単に時間をかせぐと云う気持ちの方もあるいは一部にはあるかも知れませんが、当事者間に争いがある、裁定に不服があるということ、そのことだけをとってみますと、それぞれの人々に国の全体の法制の中、認められておる裁判における権利というものを

近く石炭鉱業審議会にこのことについても諮問するというお話があなたのほうからございました。私ども期待をしております。ただいま論議いたしました裁定の制度も、もしこういって一定金額を納付させて鉱害賠償義務者に鉱害の免責をしようということになってまいりますと、いまの問題はすべてが解決をしていくことになるのです。

もう一つ大臣にわかりやすく申し上げますと、鉱害が、水田が陥没した、水路が陥没した、そういう

の実態をよく判断をして、被害者救済の見地から鉦害復旧というものを考えていく、あるいは国土保全の見地から鉦害問題を考えていくということになりまして、おのずからそこには限度があらうかという感じがいたします。もっと端的に言いますと、そういう形で鉦害問題を進めるよりも、鉦業権者が本来の債務を十分に果たし得るような経済的な能力を持たせることのほうが本筋ではなからうか、こう考えております。今回の施策も、

当然のこととして不安定な石炭鉱業を安定させようというところにねらいがございしますので、私も、あらゆる鉱害債務を鉱業権者が一〇〇%負担するだけのところまで石炭鉱業の力を強くすることができるとは思いませんけれども、少なくとも現在の鉱害制度の上に立って鉱業権者がその負担をいたしていくことに支障のない程度のものにしたくない、これはほんとうの意味での安定策とはいえないのではなからうか。そういう鉱業権者側に本来の責任を果たさせる方法いかんということ、その眼界を見きわめた上での鉱害制度の改善なり運用なりということがからみ合う、かね合いとして考えなければならぬところでございますので、今回の諮問に際しましては、鉱害だけを切り離してどういう制度でいくべきであるというふうに考えるかというのではなくて、全体の石炭政策の中の一環として鉱害問題というものを考えていただきたい、こういうことで今後審議会にいろいろお話をしたいと思っておりますが、なお具体的なことは全体の政策関係の中で考えなければいけませんので、審議の進展度合いに応じて何がしか輪郭がはつきりしていくのと並行して鉱害問題について御議論を願いたい、こう考えておるわけでございます。先生御指摘の点は、確かに実問題としていろいろあることは承知いたしております。鉱業権者側に能力がないところから、鉱害から見ますと鉱害復旧がおくれるという事態はございすけれども、これを先ほど申しましたように、くどいようではございすけれども、鉱害復旧の原則をくつがえすような形で鉱害制度を考え直すということには、なお私も多大の質問とまたその実効の見通しを持ちませんので、御指摘のような諸制度につきましてはなお慎重に検討いたしたいと考えております。

○井手委員 いまの御答弁に私は不満です。能力がないとして国がこれだけ負担せざるを得ない事態になつておるときに、鉱害賠償義務者炭鉱にお金を留保させようという考え方がちらりと見えることは私は不満です。

とにかく結論的に申しますならば、石炭鉱業審議会の意思はここに明確に答申に出ております。国会の決議もすでに言われております。大臣は、その答申なり国会の決議を尊重して、賠償処理機関の一元化をはかれる御意思があらうになるかどうか、その点だけお伺いしておきます。

○権名国務大臣 考え方がどうも二つに分かれておりますが、やはり現状をよく見て、これに即した解決の方法をとるよりしかたがないと考えるわけでありす。十分に趣旨を尊重してやっていきたいと思ひます。

○井手委員 次に、さきの答申には地方公共団体の負担軽減がうたわれております。大臣、御承知かどうか知りませんが、地方公共団体は鉱害についての責任はないはずで、鉱害復旧をたてまえとして原形復旧——国土保全、民生安定のために昔の姿に復旧するのですから、地方公共団体に負担させるいわれも何もないのです。それを農地に負担しなればならぬような法制になつておる。それは産炭地としては困るというので負担軽減が盛んに叫ばれ、答申にもうたわれておる。ところが実行されたのは最初に水道の補助金を四分の一から三分の一に引き上げただけです。今後、地方公共団体の負担軽減について努力をなされる御意思があるかどうかお伺いいたします。

○権名国務大臣 御意思に沿うて努力するつもりでおります。

○井手委員 十分な答弁が得られないことは残念ですが、問題だけ提起しておきます。そこで自治省はお見えになつておりますか。——私どもは昨年北海道を視察いたしました小平町に参りましたら、そこにあった炭鉱が全部閉山いたしました。起債をして建てた校舎に生徒は一人もいなくなりました。それは極端ですが、福岡でも佐賀でも、四十何名の定員の中に十五名しかいない。あるいはそれを集めて十教室のところを二教室くらいしか使っていないという実情です。国の石炭政策のために閉山をする、そして炭

鉱の子弟のために建てた市町村の起債が残つて、毎年度元利償還をしなければならぬという産炭地市町村の苦しい立場に對して、この起債を免除するということとは、私はちよつとこれはむずかしいだろうと思ひますが、何か特別の措置がとられないのか、あるいは国が校舎を買い上げるという何か方法はないのか。あの繊維業だつて過剰設備を買い上げるということがあるわけですから、炭鉱だつて校舎だけ買い上げられないということもないと思ひます。自治省に御検討願つておりますから、まず自治省からお伺ひして、あとで国務大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○山本説明員 いま御指摘のように、北海道あるいは九州の産炭地域におきまして、市町村ごとに見ますとこぼれがございすけれども、相当児童生徒数が激減しておる実情が見られます。ただ、この現在の制度からいいますと、建てました校舎の償却につきまして普通交付税の中で算定をされておるわけでありすが、これが御指摘の元利償還を見る問題とあるいは一体になつて考えられるべきではないかという考え方もございす。しかし、現在すでに普通交付税の中の減価償却費を見ていく制度そのものについて、建設的な事業につきましていろいろ批判もございす。いま御指摘のような学校の元利償還金が相当残つておる。しかも現段階で相当財政力が疲弊しておるといったような場合におきましてどうするかという問題が確かにあるわけございまして、私どもとしては学校の施設あるいは土地を府県あるいは国で買い上げてどうするかという問題は非常に大きな問題でございすので、特に府県が買い上げる、財源補てんのために、特に元利償還費の捻出のために校舎なり土地を売るといふことにつきましては、これは制度として取り入れるということになりす。その目的なりやり方なりというところを義務づけなければならぬという問題が大きい出てまいりますので、非常にむずかしい問題が出てまいります。ただ私どもとしては、一種の災害でございすから、特別交付税をな

るべく弾力的に運用いたしまして、当該市町村の財政上の圧力があまり大きくならないようにというところで処理してまいりたい、かように思つておるわけでございます。

なお、くどくなりますけれども、公債費が北海道あるいは九州の地域の市町村におきまして、でこぼれがございすが、大体一般財源に對しまして八〇%程度になつておる実情でございすけれども、特に産炭地市町村においてきわめて過重な実情にあるとは必ずしもまだ数字の上では出てまいりません。しかし加速度的にそういうふうな実情が深まつてまいりと思ひますので、なお十分検討してまいりたい、かように考えております。

○井手委員 権名さん、いまお聞きだつたかどうか知りませんが、この閉山炭鉱の学校の問題、私なんか現地に参りましたらもう生徒はいない、あき家同然です。その借金を払わなければならぬ。払うのに、交付税で若干見てくれるけれども、依然として産炭地市町村の重圧になつておる。どうもいまお聞きしたところ、事務的ばかりでは解決できませんが、ひとつ善政のつもりで自治大臣とあなたと話し合ひをされて、たくさん産炭地で問題があるけれども、その中で一番大きな問題、目立つた問題は学校の起債の償還です。生徒がないのに借金だけは払わなければならぬのか、買上げ、これは何か特別の措置でできないものか、買上げにするかあるいは特交で二、三年間でやっしましうのか。何かひとつこゝであなたから——いままで私も抽象的な努力はすくなくらいの答弁で済ませておられますけれども、これはひとつはつきり、何とか解決しすくくらの色よい返事をいただきたと思つておられますが、どうですか。国務大臣としてひとつ自治大臣と打ち合わせで。

○権名国務大臣 自治大臣くらいまでは何とかいきました。最後に大蔵大臣、これがなかなか難物でございす。しかし、とにかくこれはいままで例のない問題だらうと思ひますね。災害ならば例がありますが、災害以上の災害であります。

だからこういうものに対してはやはり特別の考え方をすることが必要じゃないかと私は考えます。でありますから、私の出席した委員会においてこういう問題についても非常に熱心な議論があったというのをよく伝えまして、関係方面に相当奮発して考えてもらうように私のほうからお願したいと思っております。

○井手委員 権名さん、いまのあなたの御答弁に私は非常に期待をいたしております。通産大臣として、その成否によって私は評価したい、失礼なことばすけれども、そう思っております。たぶん私どもの期待にたがわないと私は思っております。ひとつこの通常国会中に、来月の半ばまでくらいにはあなたの朗報を期待いたしておりますから、あらためてお伺いすることにいたします。

次に具体的問題で特鉱水道、特別鉱害によって上水道をかけたところが、当時炭鉱側の古い材料で布設したものが多くあります。漏水して困っております。閉山炭鉱の場合には、当委員会ではいろいろ論議いたしました結果、百五十リットルに対してすでに国庫補助を行なっております。六十リットルを差し引いた九十リットルについて閉山水道として取り扱っていただきました。この問題について、稼働中の炭鉱をどうしていただくのか。理屈からいけば臨時鉱害復旧事業でやれば簡単ですけれども、しかしその炭鉱はもう能力がほとんどないのです。この稼働炭鉱の特別鉱害水道を改修する場合に特別措置ができないかどうか。これは局長からでけっこうです。

○中川(理)政府委員 有資力の場合の鉱害水道についての御質問だと思いますが、これはもう当然のこととして、もしその老朽化によって十分な水道の機能を果たし得ないということであれば、鉱業権者が行なうべきものと考えております。

○井手委員 それだけの返事ならば簡単ですけれども、それができないところに悩みがあるわけですから。特鉱水道の改修が炭鉱の地帯ではできないか

ら、何か特別の措置がとれないかということをお伺いしておるわけです。できないのですか。

○中川(理)政府委員 いまのところ私のほうでは確固たる御意見に対する具体的な案は持っておりませんが、実態をもう少し調査いたしまして、何か先生の御意見のようになりまい方法がないか検討をいたしたいと思っております。

○井手委員 次に家屋の復旧について。軟弱地盤については、たとえばメートル五十地盤をかさ上げした家屋等の復旧について、軟弱地盤であるがためにまた五十センチ、七十センチ上げなければならぬ地区がございます。これはまたまたた地区がございまして。そういう場合には再鉱害であるか、あるいは効用未回復という立場から臨時鉱害復旧で処理できるかどうかお伺いしたいです。

○中川(理)政府委員 これはいま井手先生がおっしゃいましたように復旧後の問題でございますけれども、これが鉱害外の原因で沈下したのかあるか、これによって本来取り扱いが変わってくるべきものでございまして、なかなかその辺がどちらとも言いにくいところからたまたまの御質問があったのじゃないかと思うわけでございます。そして、復旧の不完全さによるものである限りにおきましては、何らかの施策を講じて効用回復をはかるべきものであると考えております。この場合復旧費の負担関係等むずかしい問題がございすけれども、具体的な案件に応じてどういう施策を講ずべきか具体的に個別に検討することとしたと思っております。

○井手委員 軟弱地盤の地下を掘削したために軟弱地盤が収縮した。復旧する場合にそれが収縮することを予想して設計するわけにはまいりません。したがってメートル五十かさ上げしたものがさらに収縮してなお七十センチ程度上げねばならぬというものは、私は効用未回復であると思う。それは後段のお話で実行できますか。

○中川(理)政府委員 具体的案件に応じて解決の方法はあり得ると思っておりますので、その努力をいたしたいと思っております。

○井手委員 次に鉱害復旧の換地処分の問題ですが、換地処分には反当たり三千円ないし四千円の負担がかかります。この換地処分の費用が鉱害被害者にとっては大きな負担になっておりますが、原形復旧をたてまるとする鉱害復旧でございまして、原形復旧の費用の範囲内であるならば、換地処分の費用は復旧費の中に繰り込んで差しつかえないのじゃないか。事務的なことはまだいろいろあるかと思いますが、方向としてはそうあるべきだと私は思いますが、農林省の見解を承りたい。

○松井説明員 ただいま先生御指摘のように、原形復旧費の範囲内で処理できる場合には復旧費に含めて処理していきたいという考えで、なお細部の点につきましては今後さらに関係各省間で十分検討してまいりたいと思っております。

○井手委員 炭鉱を買い上げる場合に、鉱区の分割については問題があります。しかし実態もありまして、私はあえてそのことは問いませんが、鉱区を分割して買い上げる場合の鉱害賠償の範囲はどうなっておりますか。その買い上げる鉱区の鉱害分については賠償義務があるというふうになるわけですか。その点を伺いたいと思っております。

○中川(理)政府委員 ただいまは旧方式でございす。

○井手委員 いや新方式です。

○中川(理)政府委員 新方式でございす。閉山交付金が一般の場合出るわけでございます。この二五％は当該消滅鉱区にかかる鉱害の債務処理に充てられますので、その範囲において被害者の申し出に基づいて配分することとなるわけでございます。鉱区を分割して一方の鉱業権を消滅させた場合の残存鉱区の鉱害の債務処理というものをこれを充たせるといふことにはならないわけでございます。

○井手委員 前段だけでけっこうでした。

鉱山保安局見えておりますね——お伺いいたしますが、権名さん、最後にこれだけ聞いておいてください。

産炭地が一番困っておるのはボタであります。ボタがどこでも風化作用を起こして非常に困っております。いま離職者のほども問題ですが、これはこういう労働力不足の時代ですから、困ったところもありますけれども、一時ほどではございせんが、ボタ山には手をやいております。そこで閉山にあたってはボタ山の処理を完了させるというのを私は強く要望いたしますとともに、ここでお伺いしたいのは、ボタ山の防災工事に金がよけいかかるということがあつてかどうか、ボタ山を売買するおそれが出てまいりました。その場合の法律上の責任はどうなるであろうか、ボタ山が崩壊した場合にだれが責任を持たねばならないか、そういった点について法律上の解釈を伺いたいと思っております。

○西家政府委員 ボタ山の崩壊防止につきましては、いろいろ具体的に先生の御指導を仰いでおりますが、及ばずながらわれわれ努力をしておるわけでございます。

ただいまの御質問でございす。鉱業権が存在しておる場合には、これはたとえボタ山の売買が行なわれなくても、ボタ山の移譲がございす。でも、鉱業権者にその管理責任はあるものでございす。鉱業権が消滅いたしました後の問題であります。鉱業権が消滅いたしました場合でも、鉱山保安法の第二十六条によりまして、消滅後五カ年間は、その鉱害の原因となりました鉱業権者であった者に対しては鉱山保安監督部長が必要なる防災工事を命令することができるといふことになっておる次第でございす。なお鉱業権が消滅して五年以上たちました場合でございす。この場合には鉱山保安法上の適用はないようでございます。この場合にはわれわれといたしましては、できるだけ行政指導でそういう防災工事をやらせようということ現在やっておりますわけ

あります。なお鉱業法上の賠償責任が五年を過ぎた場合でもあることは当然でございます。

それからなおボタ山の場合に有資力の場合と無資力の場合とがあるわけであります。有資力の場合にはそのようなことでやっておりますが、無資力の場合には、これはいすれにいたしましても現実には、そういう工事はできないので、先生御承知のとおり、地方公共団体に防災工事の補助金を出しましてこれで防災工事をやっておる、こういうことでございまして。

○井手委員 いまの御説明で、防災工事を免れるために売買をしても鉱業権者に責任がある、これはわかりません。それから有資力の場合は、五年間はボタ山については賠償の責任がある、これもわかりません。しかし多くの場合、法人組織ですから会社が解散して消滅する、あとはどうなるかという問題です。問題はこれです。大体ボタ山の被害が増してまいりますのは、いまは二十五度くらい傾斜ですけれども、以前は三十五度、ひどいところは四十度近い山中腹に三十度以上の傾斜でボタ山があるのです。それが七、八年たちますと風化作用によってぼろぼろとぐんぐんにボタが落ちてくるのです。水田をおかし、家屋をおかして流れるのです。それが五年を過ぎた場合には、会社が解散してしまえばその責任者はなくなつて、地元の市町村が国土保全のために責任を持たなければならぬことになるが、これをどうするか、それは将来まで完全な防災工事はできませんが、私は、ここで大臣に特に御留意いただきたいことは、閉山にあつたボタ山の処理は完全に終了させるということが第一の問題であると思ふ。閉山交付金の中で、少なくともこれならば大体防災にはだいじょうぶであろうという工事を完了させるということが第一。そして多くのボタ山について、たゞいまボタ山の防災工事については無資力の場合にはございまして、有資力の場合にはございまして。現に私どもの地元でも困つたボタ山がございまして。この有資力について全然国の助成が

ない。だから、炭鉱はやらない。洪水の前はたいへんなことになるのです。したがって、もう一ぺん繰り返して申し上げますと、閉山交付金を交付する場合に、ボタ山の防災工事は完了させるという強い行政指導をやつてもらいたい。第二には、現在のボタ山について、五年を過ぎた場合はどうするかという行政上、法制上の対策を検討していただく。そしてさらに第三には、危険なボタ山についての防災工事をさらに拡大していただく。この三つが私は非常に大事だと思ふのですが、これに対して特段の努力をなさる御用意があるかどうか、大臣にお伺いしたい。

○椎名国務大臣 閉山の間にできるだけ五年以内に完了させるように努力いたします。それからその後の問題については、十分に防災工事がなし得るような検討を今後やつていきたいと思ふ。

○井手委員 あとで何しては困りますから申し上げますが、その防災工事については、一応国土保全、民生の安定のためにはこの程度でよろうといふボタ山の防災工事は、必ず閉山交付金の中で処理させるという原則を立てることです。それは五年の問題とは違ふのです。これははっきりしてやらなければ困る。これが第一点。それから第二に、会社が解散して、災害が起つた場合の責任者がなくなる場合には、市町村にまかせていかうという問題がございまして、それと一つは、現在の危険なボタ山をどういふふうに処理するかというこの二つの問題は、行政指導にもなるかと思ふ。あるいは立法上の措置が必要であるかもしれないが、この点については十分検討するといふ御返事があればけっこうです。

○中川(理)政府委員 閉山時のボタ山の処理について私から御答弁いたします。これは閉山という事態でございまして、あとをきれいにするという趣旨からいって、先生の御意見はそのとおりでございまして、これは努力させたいと思ふ。

そこで問題は、いまの交付金の制度の中では、特にそのことを意識した形になっておりませんの

で、先ほど御答弁いたしました二五%の鉱害債務の中で具体的に処理するということが一つでございまして。それから倒産的な形で閉山をしておるといふ場合には、やはり最後の終戦処理として金融機関等の援助も受けながら、なるべくこれはあと始末をきれいにするという意味での努力はいたしたいと思つておりますが、個別のケースについては、少し具体的に検討させていただきたいと思つております。

○井手委員 もうこれで終わりますが、記録になるといけませんので、一言申し上げますが、ボタ山については鉱害債務の二五%の分ではないんですから。これは会社保有の分から本来出すべきである。有資力の炭鉱はどこから出そうと、閉山処理と同時に解決するということですからね。これは御返事は要りません。大臣から、ボタ山については、今後地元で迷惑のからぬように努力をしますという一言だけ聞いて、私の質問を終わりたいと思ふ。

○椎名国務大臣 ボタ山の処理については、御指摘のとおりどうも法制上もまだそう完備しておらない、しかし実際問題として近所に非常な迷惑をかけておりますので、かようなことのないように極力努力してまいりたいと思ふ。

○多賀谷委員 ちょっと一言だけ。先般、私が評議員会の性格について質問をいたしました、これは決議機関であります、今度通産省では、諮問機関だとおっしゃつてゐる。ところが条文では、一項は「復旧基本計画の作成及び変更は、評議員会の議を経なければならぬ」とあります。そして二項では「理事長の諮問に應じ、鉱害の復旧に關する重要事項を調査審議する」とある。そこで、なぜ現行法が変つたのか。この条文から受けることは、やはり一項では決議機関になるのではないかと。というのは、現行法が同じ条文をもつて決議機関としている。すなわち臨時石炭鉱害復旧法の二十三条に「左の事項は、評議員会の議決を経なければならない」としていろいろ書いて

てありますが、その中で「復旧基本計画の作成及び変更」とうたつてゐる。同じ条文の中で、その一方は決議機関になり、一方は諮問機関になるといふのは、一体どういふことであるか、これをひとつ述べていただきたいと思います。

○中川(理)政府委員 多賀谷委員御指摘のとおり、前の鉱害防止事業法、これはもともとの性格が当事者によつてつくられた機関でございまして、評議員会が決議機関であることについては一つも疑ひはございません。これは何れも復旧基本計画に關することだけでなく、防止事業法の運営一切に關するものでございまして、しかし今回は基金を含めまして、国の機関としての、政府機関としての性格変更をいたしましたわけでございまして、評議員会は、その趣旨からいいますと、當然に諮問機関に相なるわけでございまして。たゞ復旧基本計画の作成及び変更につきましては、特に評議員の意見というものを十分に反映させる必要がございまして、復旧基本計画の作成及び変更は、評議員会の議を経なければならぬ」と定めたわけでございまして。また二項においては「評議員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に應じ、鉱害の復旧に關する重要事項を調査審議する」ということで、前項を含めこの機関の調査審議機関であるということを示したわけでございまして。これらの表現は、ほかの機関におきましても同様な表現をとつてゐるケースが多々ございまして、一項と二項との関係におきましても、いま私が述べましたような解釈は統一に行なわれておるわけでございまして。

○多賀谷委員 私も、たとへば高圧ガス取締法等の条文を十分承知しております。しかし、同じ政府の中で、一方のほうは決議機関であると呼んでおる。これはきわめて不統一なものではないか。そこで私は、この点は、約束通り本日上げることになつておりますから、一応質問を留保して、理事

けれども、別の機会にさらに質問をさしていただきたい、かように思います。

○堂森委員長 本法律案に對しまして、田中六助君外八名より修正案が提出されております。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案に對する修正案
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条、第二十条、第二十一条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第二十六条の改正規定中「専務理事」を「副理事長」に改める。

○堂森委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。田中六助君。

○田中(六)委員 ただいま議題となりました石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案に對する修正案の趣旨の御説明を申し上げます。

案文はお手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

今回の改正案により創設される石炭鉱害事業団の役員の中に専務理事を一名置くことになっておりますが、本修正案は、これを副理事長に改めるということでありませう。

簡単に理由を申し上げます。

当該事業団は本部を東京に置くことになっておりますが、御承知のとおり、鉱害の大部分は北九州に発生いたしておりますのが現状であります。かかる事態に照らし、当該事業団の業務を円滑に推進するため、理事長と同等に近い責任者を九州に置くことが強く要望されますので、専務理事を副理事長に改め、北九州の鉱害に對する実務を行

ないやせしめようというのが、本修正案を提出した理由であります。

何とぞよろしく御賛同をお願いいたします。

○堂森委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

ほかに御質疑もないようでありますので、本案並びに修正案に對する質疑は終了いたしました。

○堂森委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案に對して採決いたします。

まず、田中六助君外八名提出の修正案に對して採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堂森委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案に對して採決いたします。

これを可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堂森委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決いたしました。

○堂森委員長 次に、本案に對し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の各派共同提案にかゝる多賀谷眞穂君外八名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 ただいま提案されました四党共同提案にかゝる附帯決議案の趣旨の御説明を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

現在、石炭鉱害の問題は、終閉山にともなう無資力鉱害の激増、膨大な鉱害量の残存等によりますます深刻化している実情である。よつて政府は、本法施行に当たり、次の諸点に對して適切な措置を講ずべきである。

一、鉱害復旧の計画的促進を図るため、鉱害量を適確に把握するとともに、早急に長期計画を策定し、その鉱害の処理に對しては石炭鉱業審議会の答申にそつてその実現に努力すること。

二、鉱害の総合的かつ急速な復旧並びに金銭賠償の円滑化を図るため強力な統一賠償機關を設けること。

三、鉱害紛争の裁定に對しては、制度創設の趣旨にかんがみ現実の事態に十分対応しうるよう運用すること。

四、鉱害復旧評議員会の運営に對しては、その性格上、被害被害者の意見が十分反映されるよう配慮すること。

五、鉱害復旧に關し地方公共団体の負担軽減をはかることともに上水道の国庫補助率及び賠償義務者が納付する賦課金に對して十分検討すること。

六、すでに、処理された鉱害地区の現状にかんがみ、必要に應じその再復旧等について検討すること。

七、石炭鉱害事業団の充足に当たつては、職員の身分、労働条件等に不利益を生じないよう十分な対策を講ずること。

以上であります。が、若干問題点に對して御説明申し上げます。

ておるのであります。が、これについてもその実現方に努力をしていただきたいと思ひます。

次に、鉱害復旧並びに金銭賠償の統一賠償機關の問題であります。御存じのように、今日無資力及び有資力炭鉱の問題、さらに閉山炭鉱あるいは操業炭鉱等の問題、おのおのアンバランスになっております。でありますから、これに對しては、有資力に對して納付金を納付せしめて、そつして統一的な賠償機關によつて迅速に処理をすべきである、かように考え、すでに本委員会において二度にわたつて決議をしておるわけでありませうから、この点政府に對しては十分対応していただきたいと思ひます。

次に、裁定制度でございますが、これは法文上は一定の限定がございませうけれども、現実の処理にあたりましては、実際の紛争が解決できるよう運用していただきたいと思ひます。

次に、復旧評議員会の運営につきましては、従来決議機關でありまして、今度機構の改革によつて諮問委員会になるわけでありませうが、その被害の性格上、被害者の声が十分反映するよう運営を配慮していただきたい。

第五点は、鉱害に關する地方公共団体の負担が無資力鉱害が漸次増大するに從ひまして急増しているわけでありまして、この負担軽減の問題、さらに特鉱水道等の問題、さらに賠償義務者の納付する賦課金等の問題、これらはみな鉱害の激増とともに非常に負担過重になっておりますから、十分検討していただきたいと思ひます。

さらに再復旧の問題でございますが、復旧をいたしました当時と現状とでは、かなりいろいろな問題ができております。あるいは地盤がゆるんだきたために再被害が起るという場合もありませうし、さらに、従来は脱水陥落が主としてあつた。終閉山とともにむしろ濕地帯になる、こつういふような大きな変化もあるわけでありませうから、再復旧の問題に對しては十分制度的に検討していただきたい。

最後に、従来の鉱害復旧事業団が、このたびは統一的な石炭鉱害事業団になるわけでありますから、職員の身分、労働条件についても遺憾のないように考慮していただきたいと思ひます。

以上で趣旨の説明を終わります。よろしく御賛同をお願いいたします。

○堂森委員長 これにて提出者の趣旨の説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堂森委員長 起立総員。よつて、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を承ることいたします。権名通商産業大臣。

○権名国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その内容を尊重いたしまして、御趣旨を体して善処いたしたいと思ひます。

○堂森委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○堂森委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○堂森委員長 次回は来たる五月九日木曜日午前

十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会